

各 部 局 長
教 育 長
議会・各委員会事務局長
上下水道事業管理者 殿

副市長 金丸 健二

平成 23 年度の予算編成に対する基本的な考え方について（依命通知）

平成 23 年度の予算編成方針の決定がなされましたので、次の基本的な考え方によって、予算編成作業を行ってください。

国においては、政権交代後の初めての本格的な編成となる平成 23 年度予算を、「新成長戦略」を着実に推進し、元気な日本を復活させるための極めて重要な予算と位置づけております。そのため、これまでの予算配分について省庁を超えて大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国民目線、国益に立脚した予算構造に改めるとともに、ムダづかいの根絶の徹底や不要不急な事務事業の大胆な見直しにより、新たな政策・効果の高い政策に重点配分する財源を確保することとしております。

一方、本市におきましても、平成 23 年度予算は、戸敷市長就任後初めての本格的な予算となることから、「市民が主役の市民のためのまちづくり」の実現を念頭に、「株式会社宮崎市役所づくり」「きずな社会づくり」「元気な宮崎づくり」の 3 つの基本的な姿勢により、行財政基盤の強化を図りつつ、マニフェスト戦略工程表に掲げた施策を着実に実施していくこととします。

しかしながら、平成 23 年度の財政運営は、景気低迷に伴い税収の伸びは期待できず、また、地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金等の動向について不透明な点が多く、安定的な財源の確保が期待できない状況にあります。加えて、少子高齢化による社会保障関係費の著しい増加が確実に見込まれるなど、政策的な事業への予算配分が厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成 23 年度の予算編成にあたっては、限られた資源を有効に活用する観点から、市民目線で思い切った事業の見直しを行うなど、行財政改革を強力に推進することにより、「第四次宮崎市総合計画」における将来の都市像である「活力と緑あふれる太陽都市...みやざき...」の実現と、清武町が加わった新宮崎市の一体的な発展に引き続き取り組むとともに、効率的で信頼される『健全財政都市』づくりを進めるため、次の 3 つの基本方針のもとに予算編成を行うこととします。

1 3つの基本方針

(1) 『市民が主役の市民のためのまちづくり戦略の推進と地域経済の復興、活性化の推進』

「株式会社宮崎市役所づくり」「きずな社会づくり」「元気な宮崎づくり」の3つの基本姿勢のもと、地域経済の復興・発展、地域の活性化、市民の所得向上などにつながる事業に市民総力戦で取り組むとともに、地域コミュニティの活性化を図り、地域が一体となってお互いに助け合うことのできるまちづくりに取り組む。

(2) 『第四次宮崎市総合計画及び新市建設計画、新市基本計画の着実な推進』

「第四次宮崎市総合計画」において目標とする将来の都市像を実現するため、5つの基本目標の達成に向け、基本計画に掲げる主要施策を着実に推進するとともに、「新市建設計画」及び「新市基本計画」に基づく各種事業を着実に実施する。

(3) 『徹底した行財政改革の取り組みと健全財政の確立』

「第四次宮崎市総合計画」に掲げる目標の一つである「効率的で信頼される行財政運営」の確立に向け、削減目標を30億円以上と定めた第6次の「新宮崎市行財政改革大綱」を踏まえ、危機意識と改革意欲を持って、定員管理の適正化や民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応など、行財政改革に徹底的に取り組む。

また、本年10月に策定した新たな「宮崎市中期財政計画」における目標を達成するため、歳出全般を見直すとともに、全ての会計において元金ベースのプライマリーバランスの黒字化に取り組み、市債残高の圧縮につなげ、財政5基金についても、取り崩し額を抑制し、本来の目的である不測の事態への備えとして、一定額を確保する。

併せて、歳入の根幹である市税等の自主財源の収納率向上に格段の努力を払い、歳入確保対策に取り組むなど、全庁一丸となって財政健全化に取り組む。

2 基本的事項

(1) 「市民が主役の市民のためのまちづくり戦略」事業の推進

「市民が主役の市民のためのまちづくり戦略」を実現するための事業については、工程表に基づいて、着実に具現化を図る。

(2) 社会経済状況への対応

現下の社会経済状況への対応として、景気対策・雇用創出など市民の活力につながる事業について配慮することとし、その際には、事業のスクラップ・アンド・ビルドや創意工夫により限られた財源の有効活用に努める。

景気対策・雇用創出につながる事業

口蹄疫復興対策事業

(3) 総合計画戦略プロジェクトの推進

総合計画において、次の3つの戦略プロジェクトに位置づけられた8つの重点テーマについては、可能な限り予算の重点化を図る。

『次世代を担う人づくり』戦略プロジェクト

『地域コミュニティの活性化』戦略プロジェクト

『都市の魅力創出』戦略プロジェクト

(4) 『新市建設計画、新市基本計画』事業の実施

合併後の新市の一体的な発展を図るため、「新市建設計画実施計画、新市基本計画実施計画」に基づく事業については、引き続き着実に実施する。

(5) 外部評価結果の反映

外部評価の結果を適切に反映する観点から、評価対象事業に留まらず全ての事業について、より効果的かつ効率的な事業となるよう見直しを行う。

(6) 事業評価結果の反映

事業評価制度における評価対象事業については、その評価結果を適切に反映した事業内容とする。

また、事業評価対象外事業についても点検を行い、効果的かつ効率的な事業実施を行うなど改革・改善に努める。

(7) 平成21年度決算審査結果の反映

平成21年度決算審査の結果を踏まえ、意見・要望を適切に反映する。

(8) 歳出事業別予算要求基準の設定

選択と集中の観点から、限られた資源を適切に配分するため、「重点化事業(戦略プロジェクト)」、「政策的事業」、「公共投資関係事業」、「義務的経費」、「一般行政事業」の5つの歳出事業ごとに予算要求基準を設定する。(詳細は別紙)

(9) 各部局別予算達成目標の設定

各部局長の改革に向けたイニシアティブを発揮させるため、平成22年度肉付け後予算額(以下、「平成22年度予算額」という。)の一般財源に市債を加えた額(以下、「一般財源ベース」という。)から13%減じた額(義務的経費、普通建設事業費を除く。)を各部局の予算達成目標額として設定する。

また、普通建設事業費については、平成22年度予算額(一般財源ベース)を予算達成目標額とする。

3 限られた予算の有効活用

- (1) 国の予算や地方財政計画等が未確定ではあるものの、これらの動向を見極めつつ、的確な予算の見積もりを行う。
- (2) 当初予算編成後に生じた制度改正等に伴う経費、災害復旧関係費等、緊急又は真にやむを得ないものを除き、原則として補正は行わないものとし、市民ニーズに直結する事項が生じた場合には、その対応について財政課と事前に十分調整を図る。
- (3) 厳しい財政状況を踏まえ、自主財源の確保を図る観点から、市税等の収入未済額の縮減及び貸付金等の債権管理の適正化を図るとともに、受益者負担の原則に立ち、使用料・手数料等については定期的な見直しを行い、適正化を図る。
併せて、広告事業の導入や特定目的基金の活用等により、可能な限り財源の確保に努める。
- (4) 監査委員や包括外部監査人による監査等の指摘に係るもので、予算編成に関係する事項は、改善のうえ適切に反映する。

4 資源の集中化に当たっての方針

既存事務・事業の徹底的な見直しを行うとともに、費用対効果の観点から事業の優先度を明確化しつつ、次の点に留意し資源の集中化を図る。

- (1) 新規事業創設のための思い切った既存事業のスクラップ
- (2) アウトソーシング(外部委託)による業務のスリム化
- (3) 事業の終期の設定や将来を見据えた段階的な削減
- (4) 債権管理の徹底と「宮崎市公有地有効活用等基本指針」を踏まえた未利用財産の有効活用
- (5) 部局間で連携した事業の構築

5 事業立案の際に配慮すべき事項

新たに事業を立案しようとするとき、又は既存事業の組み替えを行う際には、次の点に配慮する。

- (1) ボランティア、NPO等との協働を生かした仕組みづくり
- (2) 障害者や高齢者などの雇用・就業、自立への支援
- (3) ユニバーサルデザイン(だれもが無理なく利用できるサービス)の実現
- (4) 男女共同参画
- (5) 地理的なハンディキャップの克服や行政手続きの簡素化などのICT活用
- (6) 地域協議会や「ふれあいトーク」の市民の声(ニーズ)
- (7) 近隣2町との連携や交流

6 組織改革への対応と人件費縮減の取り組み

定員及び組織については、時代の要請に対応して行政の役割やあり方を見直すとともに、徹底した事務事業の見直しやアウトソーシングによる業務量の縮減を図り、「定員適正化計画」に基づく計画的、段階的な人件費の縮減に取り組む。

7 公の施設の適切な管理運営

公の施設については、当該施設のあり方を抜本的に見直す前提として、まずは有効性、公平性、重複する施設の有無等を分析・検証するとともに、運営費の積算の見直しや施設の使用料の適正化についても検討する。

また、運営については、指定管理者制度の活用を図り、効果的かつ効率的な施設運営に努めるとともに、指定管理者の選定については、原則公募とされていることを踏まえ、手続の公平性・透明性を確保する。

8 特別会計・企業会計における独立採算制の原則の確保

(1) 特別会計については、積み上げによる要求とするが、特別会計の設置目的に応じて、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、財源の不足を安易に一般会計からの繰入金に依存することのない収支均衡を目標とする。

また、常に使用料等の見直しに努め、必要最小限の経費を計上するなど、事務費の節減や合理化を図り、一般会計と同様の視点に立ち、予算のスリム化等に努める。

(2) 企業会計についても、一般会計に準ずることとするが、独立採算を前提に、会計間の経費負担の適正化を図るとともに、経営の一層の合理化、効率化を積極的に推進し、経費の節減に努めつつ、長期的な収支見通しに立って、経営の健全化に努める。

また、一般会計からの繰出金については、繰出基準を明確にし、基準外繰出金の節減に努める。

9 公益法人等（社団法人・財団法人・社会福祉法人等）の経営の健全化

(1) 市が出資、補助等を行っている公益法人等については、その設立の趣旨に即して、組織機構の見直しや経営の合理化など、長期的見通しに基づく健全経営を行うよう要請する。

なお、予算編成にあたっては、自主財源の確保、管理的経費の縮減、委託事業・補助事業の見直しなどについて、各団体と協議のうえ、安易に市の財政援助を期待することのないよう関係部局において十分指導する。

(2) 当該団体の基本財産等についても、确实かつ有利な方法で運用するようきめ細やかに指導する。

10 市民への説明責任

事業の実施に当たっては、市民への説明責任を果たすことが不可欠であることから、市民の視点から事業のわかりやすさ、周知の手法に配慮しつつ、事業の実施方法やスケジュールなどについても十分検討する。

11 国の補正予算への対応

国が補正予算を編成する場合には、その概要が明らかになった時点で、対応方針について別途通知する。